

桜川市土地利用基本条例及び同施行規則の制定に  
に関するパブリックコメントの実施結果について

平成30年 5月21日

桜川市建設部都市整備課

## ■ 意見集計結果

平成30年4月18日（水）から同年5月18日（金）までの間、桜川市土地利用基本条例及び同施行規則の制定に関する意見募集を行った結果、市民等から意見の提出はありませんでした。なお、関係行政機関からの助言等を踏まえた自己点検の結果、文理的なわかりやすさや表現の機微への配慮、解釈上の疑義払拭などの観点から、別表のとおり案を修正しましたので、申し添えます。

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

該当なし

## ■ 修正の内容

別表のとおり

# 別 表

修正 後	修正 前
<p><b>桜川市土地利用基本条例</b></p> <p>目次 (略)</p> <p>桜川市は、関東平野の北東端に在って、八溝山系の南端に当たる筑波山地西麓に面する。筑波連峰とも称せられる山々は、ヤマザクラの群生地として市の景色を彩るとともに、古くから信仰の対象として人々の心の拠り所となってきた。ヤマザクラが群生する土壌で涵養された水源はやがて湧水となり、支流となって市の名称の由来である利根川水系の一級河川・桜川と交わる。その沿岸<u>では</u>肥沃な農耕地帯が営々と培われ、山々から採掘される良質な花崗岩は、近代以降における<u>経済発展</u>の礎となってきた。</p> <p>このような風土とその恵沢の下、先人達の紡ぐ多彩な営みのなかで醸成されてきた本市固有の都市像は、複数の種子に枝葉を芽吹かせ、それらが密接にかかわり合うことで成り立つ有機連携型都市の姿をかたち作っている。本市は古来、都市と農村とが相互に機能を補完し、人と自然とが共生し支え合うことで稔り豊かな暮らしを持続させてきた。</p> <p>成熟と縮退の時代を迎えた今日、我々は、この都市と農村と神秘なる山々とは織り成すかけがえのない風景が、先人達から受け継いだ共有の資産であることを自覚し、創意工夫と多様性に富んだ質の高い土地利用によってその価値を一層高め、次世代へと継承していかねばならない。</p> <p>その実現を果たそうとする意志をもって、我々は、ここに桜川市土地利用基本条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例に特別の定めがあるもの（<u>前2項</u>に定めるものを含む。）を除くほか、この条例における用語の意義は、次に掲げる法令の例による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(基本原理)</p> <p>第3条 土地は、現在及び次世代の市民のための限られた資源であり、<u>本市固有の豊穡な風土と</u>その恵沢の下にもたらされたかけがえのない風景は、先人達から継承した市民共有の資産であるから、<u>土地利用</u>に当たっては、公共の福祉を優先し、<u>本市固有の地域的な特性</u>を反映した適正かつ合理的な計画に従ってこれを<u>行わなければならない</u>。</p> <p>2 土地は、次世代の市民に継承すべき限られた資源であるから、<u>土地利用</u>に当たっては、環境への負荷をできる限り低減し、本市固有の豊穡な風土と<u>その恵</u></p>	<p><b>桜川市土地利用基本条例</b></p> <p>目次 (略)</p> <p>桜川市は、関東平野の北東端に在って、八溝山系の南端に当たる筑波山地西麓に面する。筑波連峰とも称せられる山々は、ヤマザクラの群生地として市の景色を彩るとともに、古くから信仰の対象として人々の心の拠り所となってきた。ヤマザクラが群生する土壌で涵養された水源はやがて湧水となり、支流となって市の名称の由来である利根川水系の一級河川・桜川と交わる。その沿岸<u>には</u>肥沃な農耕地帯が営々と培われ、山々から採掘される良質な花崗岩は、近代以降における<u>地域経済</u>の礎となってきた。</p> <p>このような風土とその恵沢の下、先人達の紡ぐ多彩な営みのなかで醸成されてきた本市固有の都市像は、複数の種子に枝葉を芽吹かせ、それらが密接にかかわり合うことで成り立つ有機連携型都市の姿をかたち作っている。本市は古来、都市と農村とが相互に機能を補完し、人と自然とが共生し支え合うことで稔り豊かな暮らしを持続させてきた。</p> <p>成熟と縮退の時代を迎えた今日、我々は、この都市と農村と神秘なる山々とは織り成すかけがえのない風景が、先人達から受け継いだ共有の資産であることを自覚し、創意工夫と多様性に富んだ質の高い土地利用によってその価値を一層高め、次世代へと継承していかねばならない。</p> <p>その実現を果たそうとする意志をもって、我々は、ここに桜川市土地利用基本条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例に特別の定めがあるもの（<u>前各項</u>に定めるものを含む。）を除くほか、この条例における用語の意義は、次に掲げる法令の例による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(基本原理)</p> <p>第3条 土地は、現在及び次世代の市民のための限られた資源であり、その恵沢の下にもたらされたかけがえのない風景は、先人達から継承した市民共有の資産であるから、<u>その利用</u>に当たっては、公共の福祉を優先し、<u>地域の特性</u>を反映した適正かつ合理的な計画に従ってこれを<u>供しなければならない</u>。</p> <p>2 土地は、次世代の市民に継承すべき限られた資源であるから、<u>その利用</u>に当たっては、環境への負荷をできる限り低減し、本市固有の豊穡な風土を<u>将来に</u></p>

沢を将来にわたって持続的に享受することができるようにこれを行わなければならない。

3 土地は、市民が現に生活を営むための限られた資源であるから、土地利用に当たっては、山々が織り成す本市固有の地形その他の自然的な特性に適切に配慮し、市民の生活の安全を確保することができるようにこれを行わなければならない。

(基本原則)

第4条 土地利用は、市民の適切な関与を経てこれを行わなければならない。

2 (略)

(解釈)

第5条 前2条に定める基本原則及び基本原則(以下「基本理念」と総称する。)は、市民及び事業者(営利その他の目的をもって事業を営む者をいう。以下同じ。)に対して直接に義務を課し、又は権利を制限し、若しくは賦与するものと解してはならない。

2 (略)

(立地調整指針)

第8条 (略)

2～5 (略)

6 市長は、都市計画審議会の議を経て立地調整指針を策定するものとする。この場合において、前項に規定する書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、あらかじめその要旨とこれに対する市の見解を記載した書面を都市計画審議会に提出しなければならない。

7～9 (略)

(関係機関協議)

第11条 (略)

2 協議申出者は、前項の規定による指示に従って関係行政機関と協議を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその結果の要旨を記載した書面に関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

(適合義務)

第37条 承認事業者及び工事施工者は、特定土地利用行為について、設計承認を受けた設計の内容(当該設計の変更に関し第34条第1項の規定による承認を受け、又は同条第3項の規定による届出をした部分については、当該変更後の設計の内容。第41条第3項において同じ。)に適合しない工事を施工してはならない。

(防災上必要な措置)

第38条 承認事業者又は工事施工者は、特定土地利用行為に係る工事の施工に当たっては、工事施工区域及びその周辺の地域において次に掲げる事態を防止するために必要な対策を講じなければならない。当該工事を廃止し、又は中断しようとするときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

(完了検査)

わたって維持し、その恵沢を持続的に享受することができるようにこれを供しなければならない。

3 土地は、市民が現に生活を営むための限られた資源であるから、その利用に当たっては、本市固有の地形、地質その他の自然的な特性に適切に配慮し、市民の生活の安全を確保することができるようにこれを供しなければならない。

(基本原則)

第4条 土地利用は、市民の適切な関与を経てこれをしなければならない。

2 (略)

(解釈)

第5条 前2条に定める基本原則及び基本原則(以下「基本理念」と総称する。)は、市民及び事業者(営利その他の目的をもって事業を営む者をいう。以下同じ。)に対して直接的に義務を課し、又は権利を制限し、若しくは賦与するものと解してはならない。

2 (略)

(立地調整指針)

第8条 (略)

2～5 (略)

6 市長は、都市計画審議会の議を経て立地調整指針を策定するものとする。この場合において、前項に規定する書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、あらかじめその要旨とこれに対する自らの見解を記載した書面を都市計画審議会に提出しなければならない。

7～9 (略)

(関係機関協議)

第11条 (略)

2 協議申出者は、前項の規定による指示に従って関係行政機関と協議をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその結果の要旨を記載した書面に関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

(適合義務)

第37条 承認事業者及び工事施工者は、特定土地利用行為に係る工事について、設計承認を受けた設計の内容(当該設計の変更に関し第34条第1項の規定による承認を受け、又は同条第3項の規定による届出をした部分については、当該変更後の設計の内容。第41条第3項において同じ。)に適合しない施工をしてはならない。

(防災上必要な措置)

第38条 承認事業者又は工事施工者は、特定土地利用行為に係る工事の施工に当たっては、工事施工区域及びその周辺の地域において、次に掲げる事態を防止するために必要な対策を講じなければならない。当該工事を廃止し、又は中断しようとするときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

(完了検査)

第41条 承認事業者は、工事施工区域（工事施工区域を工区に分けたときは、その工区）の全部について特定土地利用行為に係る工事が完了したときは、遅滞なく市長の検査を受けなければならない。

2～4 （略）

（立入調査）

第44条 市長は、この章の規定の施行のために特に必要があると認めるときは、現場に立ち入って調査を行うことができる。この場合において、住居に立ち入ろうとするときは、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。

2 （略）

3 立入調査を行う職員は、当該立入調査中において関係者から前項に規定する書面の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

4 立入調査を行う者は、この章の規定の施行のために特に必要な限度で、特定事業関係者又はこれと思料される者に対して情報の提供を求め、及び現場における状況の記録、撮影等の作業をすることができる。

5 （略）

（是正勧告）

第63条 市長は、認可まちづくり団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該認可まちづくり団体の代表者に対して是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1)～(5) （略）

（情報の収集）

第67条 市長は、この条例の施行のために必要な限度で、市の機関が保有する情報（個人を識別し、又は識別し得る情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。）を含む。次項において同じ。）を利用することができる。

2 （略）

（書面の交付）

第71条 市長は、この条例の規定に基づく処分又は指示若しくは勧告を行うときは、書面でこれを行わなければならない。

2 （略）

附 則 （略）

第41条 承認事業者は、工事施工区域（当該工事施工区域を工区に分けたときは、その工区）の全部について特定土地利用行為に係る工事が完了したときは、遅滞なく市長の検査を受けなければならない。

2～4 （略）

（立入調査）

第44条 市長は、この章の規定の施行のために特に必要があると認めるときは、現場に立ち入って調査をすることができる。この場合において、住居に立ち入ろうとするときは、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。

2 （略）

3 立入調査をする職員は、当該立入調査中において関係者から前項に規定する書面の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

4 立入調査をする者は、この章の規定の施行のために特に必要な限度で、特定事業関係者又はこれと思料される者に対して情報の提供を求め、及び現場における状況の記録、撮影等の作業をすることができる。

5 （略）

（是正勧告）

第63条 市長は、認可まちづくり団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該認可まちづくり団体の代表者に対して是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1)～(5) （略）

（情報の収集）

第67条 市長は、この条例の施行のために必要な限度で、市の機関が保有する情報（特定の個人を識別し、又は識別し得るものを含む。次項において同じ。）を利用することができる。

2 （略）

（書面の交付）

第71条 市長は、この条例の規定に基づく処分又は指示若しくは勧告をするときは、書面でこれを行わなければならない。

2 （略）

附 則 （略）

修正後	修正前
<p>桜川市土地利用基本条例施行規則（案）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 土地利用基本計画（第5条－第9条）</p> <p>第3章～第8章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例及び条例第2条第3項各号に掲げる法令の例による。</p> <p>（特定土地利用行為）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為については、条例第2条第2項の相当規模の一団の土地の形質の変更で、その周辺の地域に及ぼす影響が大きいものとして規則で定める行為としない。</p> <p>（1）都市計画法（<u>昭和43年法律第100号</u>）第29条第1項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>第5条 土地利用基本計画は、国土利用計画法（<u>昭和49年法律第92号</u>）に定める土地利用基本計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>（異議の申立て）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の通知書には、<u>本人の同意なく</u>異議申立書を提出した個人を識別し、又は識別し得る情報を記載してはならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（協議書）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の場合において、同項第1号の方法を採るときは、個人を識別し、又は識別し得る情報を公表してはならない。ただし、協議申出者が事業者である場合における当該事業に関する情報については、この限りでない。</p> <p>（地位の承継）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>桜川市土地利用基本条例施行規則（案）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 土地利用基本計画（第6条－第9条）</p> <p>第3章～第8章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例及び条例第2条第4項各号に掲げる法令の例による。</p> <p>（特定土地利用行為）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為については、条例第2条第2項の相当規模の一団の土地の形質の変更で、その周辺の地域に及ぼす影響が大きいものとして規則で定める行為としない。</p> <p>（1）都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>第5条 土地利用基本計画は、国土利用計画法（<u>昭和49年法律第62号</u>）に定める土地利用基本計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>（異議の申立て）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の通知書には、異議申立書を提出した個人を識別し、又は識別し得る情報を記載してはならない。<u>ただし、その開示につき当該個人の同意があるときは、この限りでない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>（協議書）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の場合において、同項第1号の方法を採るときは、<u>特定の個人</u>を識別し、又は識別し得る情報を公表してはならない。ただし、協議申出者が事業者である場合における当該事業に関する情報については、この限りでない。</p> <p>（地位の承継）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

7 第21条第1項及び同条第2項の規定は、前項の規定による協議書の作成及び保管の方法について準用する。この場合において、同条第1項及び同条第2項中「協議申出者」とあるのは、「地位を承継した者」と読み替えるものとする。

8 (略)  
(設計基準)

第33条 設計基準は、次のとおりとする。

(1) 工事施工区域の内外を結ぶ道路（以下「取付道路」という。）が、次に掲げる事項を勘案して、周辺の地域における道路の機能を阻害することなく、かつ、これらの道路と接続してその機能が有効に発揮されるような構造及び規模で適切に配置されるよう設計がなされていること。

ア～ウ (略)

(2) 排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、工事施工区域内に生ずる下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を有効に排出するとともに、その排出によって当該工事施工区域及びその周辺の地域に溢水等の被害を生じさせないような構造及び能力で適切に配置されるよう設計がなされていること。

ア 前号アからウまでに掲げる事項

イ 工事施工区域及びその周辺の地域における降水量

ウ 放流先の状況

(3) 給水施設が、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、工事施工区域内において想定される水の需要に支障を及ぼさないような構造及び能力で適切に配置されるよう設計がなされていること。

(4) 地盤の沈下、崖崩れ、出水等による災害の発生を防止するため、工事施工区域内に存する土地について、地盤の改良、擁壁及び排水施設の設置その他防災上必要な措置が適切に講ぜられるよう設計がなされていること。

(5) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為の設計にあっては、工事施工区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、当該工事施工区域内における植物の生育上必要な樹木の保存、表土の保全その他の措置が適切に講ぜられるよう設計がなされていること。

(6) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為の設計にあっては、工事施工区域の周辺の地域における環境を保全するため、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境への負荷の低減に関し必要な緑地帯その他の緩衝帯が適切に配置されるよう設計がなされていること。

(7) 工事施工区域及びその周辺の地域において市の実施する施策があるときは、これに適合するよう設計がなされていること。

(軽易な変更)

第36条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

7 第21条第1項及び第2項の規定は、前項に規定する協議書について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「協議申出者」とあるのは、「地位を承継した者」と読み替えるものとする。

8 (略)  
(設計基準)

第33条 設計基準は、次のとおりとする。

(1) 工事施工区域の内外を結ぶ道路（以下「取付道路」という。）が、次に掲げる事項を勘案して、周辺の地域における道路の機能を阻害することなく、かつ、これらの道路と接続してその機能が有効に発揮されるような構造及び規模で適切に配置されるよう設計がされていること。

ア～ウ (略)

(2) 排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、工事施工区域内に生ずる下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を有効に排出するとともに、その排出によって当該工事施工区域及びその周辺の地域に溢水等の被害を生じさせないような構造及び能力で適切に配置されるよう設計がされていること。

ア 工事施工区域及びその周辺の地域における降水量

イ 前号アからウまでに掲げる事項

ウ 放流先の状況

(3) 給水施設が、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、工事施工区域内において想定される水の需要に支障を及ぼさないような構造及び能力で適切に配置されるよう設計がされていること。

(4) 地盤の沈下、崖崩れ、出水等による災害の発生を防止するため、工事施工区域内に存する土地について、地盤の改良、擁壁及び排水施設の設置その他防災上必要な措置が適切に講ぜられるよう設計がされていること。

(5) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為の設計にあっては、工事施工区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、当該工事施工区域内における植物の生育上必要な樹木の保存、表土の保全その他の措置が適切に講ぜられるよう設計がされていること。

(6) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為の設計にあっては、工事施工区域の周辺の地域における環境を保全するため、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境への負荷の低減に関し必要な緑地帯その他の緩衝帯が適切に配置されるよう設計がされていること。

(7) 工事施工区域及びその周辺の地域において市の実施する施策があるときは、これに適合するよう設計がされていること。

(軽易な変更)

第36条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

(1) 工事施工区域の面積の縮小に係る設計の変更（当該変更後の特定土地利用行為の設計が設計基準に適合するものに限る。第3号において同じ。）

(2) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日に係る設計の変更

(3) その他周辺の地域に実質的な影響を及ぼすことのない設計の変更

2～5 (略)

(関係住民への周知)

第37条 第16条第1項から第4項まで及び同条第6項の規定は、条例第35条第1項に規定する措置について準用する。この場合において、第16条第2項第2号中「協議申出地」とあるのは「工事施工区域」と、同条第4項及び同条第6項中「協議申出者」とあるのは「承認事業者」と、同条第4項第2号中「立地行為の計画」とあるのは「特定土地利用行為の設計」と、同項第3号中「条例第12条第2項の規定による評価及び対策の立案をしたときは、その概要」とあるのは「条例第38条の規定による対策の概要」とそれぞれ読み替えるものとする。

2～7 (略)

(是正命令)

第47条 (略)

2 条例第46条第1項後段に規定する猶予期限は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める範囲内で付するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3～8 (略)

(計画認可)

第54条 (略)

2～7 (略)

8 第21条第4項及び同条第5項の規定は、条例第54条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第21条第5項ただし書中「協議申出者が事業者である場合における当該事業」とあるのは、「認可まちづくり団体の代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

9・10 (略)

(軽易な変更)

第57条 条例第60条第1項ただし書の規則で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他条例第54条第2項各号に掲げる基準の範囲内で、かつ、条例第52条第2項第3号の活動又は事業に実質的な影響を及ぼすことのない事項の変更

2～5 (略)

(情報の公表)

第65条 (略)

(1) 工事施工区域の面積の縮小に係る設計の変更

(2) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日に係る設計の変更

(3) その他周辺の地域に実質的な影響を及ぼすことのない設計の変更 (当該変更後の特定土地利用行為の設計が設計基準に適合するものに限る。)

2～5 (略)

(関係住民への周知)

第37条 第16条第1項から第4項まで及び第6項の規定は、条例第35条第1項に規定する措置について準用する。この場合において、第16条第2項第2号中「協議申出地」とあるのは「工事施工区域」と、同条第4項及び第6項中「協議申出者」とあるのは「承認事業者」と、同条第4項第2号中「立地行為の計画」とあるのは「特定土地利用行為の設計」と、同項第3号中「条例第12条第2項の規定による評価及び対策の立案をしたときは、その概要」とあるのは「条例第38条の規定による対策の概要」とそれぞれ読み替えるものとする。

2～7 (略)

(是正命令)

第47条 (略)

2 条例第46条第1項後段に規定する相当の猶予期限は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める範囲内で付するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3～8 (略)

(計画認可)

第54条 (略)

2～7 (略)

8 第21条第4項及び第5項の規定は、条例第54条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第21条第5項ただし書中「協議申出者が事業者である場合における当該事業」とあるのは、「認可まちづくり団体の代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

9・10 (略)

(軽易な変更)

第57条 条例第60条第1項ただし書の規則で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他条例第52条第2項第3号の活動又は事業に実質的な影響を及ぼすことのない事項の変更

2～5 (略)

(情報の公表)

第65条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく公表を行うために必要な手続に着手するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第26条又は条例第29条の規定による勧告の日から30日を経過してもなお是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

3～8 (略)

(書面の交付)

第69条 (略)

2 (略)

3 条例の規定による助言その他の指導（報告、資料の提出又は情報の提供の求めを含む。以下単に「指導」という。）を受けた者は、当該指導が口頭でなされたときは、市長にその旨を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

附 則 (略)

様式第1号（第10条関係）～様式第71号（第66条関係） (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく公表を行うために必要な手続に着手するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第26条又は第29条の規定による勧告の日から30日を経過してもなお是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

3～8 (略)

(書面の交付)

第69条 (略)

2 (略)

3 条例の規定による助言その他の指導（報告、資料の提出又は情報の提供の求めを含む。以下単に「指導」という。）を受けた者は、当該指導が口頭でされたときは、市長にその旨を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

附 則 (略)

様式第1号（第10条関係）～様式第71号（第66条関係） (略)

## 立地調整協議申出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所

氏 名

(印)

連絡先

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり立地調整協議の申出をします。

立地行為の種別	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物の改築（用途の変更を伴うもの） <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更
協議申出地内に存する土地の所在及び地番	上記面積の合計 <span style="float: right;">㎡</span>
立地行為により新たに生ずることとなる建築物の用途	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己用
現に存する建築物の用途（用途の変更を行う場合に限る。）	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己用
工事着手希望年月日	年      月      日
工事完了希望年月日	年      月      日
その他特記事項	

## (備 考)

- この申出書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（立地行為の計画案）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 立地行為の種別は、該当するものにチェックを入れてください。
- 協議申出地内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
- 建築物の用途は、協議申出地内に建築物が複数存する場合（立地行為により新たに建築物が複数存することとなる場合を含む。）、主要な建築物の用途を記載してください。なお、自己居住用、自己業務用又は非自己用の欄は、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項 **又は** 添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、申出書を受理することができないおそれがあります。

様式第6号（第14条関係）

## 関係機関協議実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住 所

氏 名

連絡先

(印)

関係機関協議を行ったので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第11条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

協 議 先	担当者氏名	協議日	関 係 機 関 協 議 の 結 果
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	

(備 考)

1. この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（関係機関協議の際に使用した資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 協議先は、協議を行った関係行政機関の名称を部署名まで記載してください。
5. 担当者氏名は、協議を行った相手方（関係行政機関の職員）の氏名を記載してください。
6. 協議日は、最後に関係機関協議を行った日又は関係機関協議の結果を得た日のいずれかを記載してください。
7. 必要事項 **又**は関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第8号（第15条関係）

## 要配慮項目評価等実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

(印)

要配慮項目ごとに立地行為が環境に及ぼす影響を評価し、その負荷をできる限り低減するために必要な対策を立案したので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第12条第3項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

要 配 慮 項 目	評 価 の 結 果	立 案 し た 対 策 の 内 容	計 画 案 の 修 正
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無

(備 考)

- この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（上記の評価及び対策の立案の根拠を明らかにした資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 計画案の修正の欄は、上記の評価及び対策の立案に伴う立地行為の計画案の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項 又は 関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

## 説明会等実施指示書

番 号  
年 月 日

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示します。

### 記

1. 関係住民への周知のために必要な措置は、説明会の開催又は戸別訪問による説明の実施のいずれかを行ってください。
2. 措置の対象とすべき関係住民の範囲は、次のとおりです。
  - (1) \_\_\_\_\_
  - (2) \_\_\_\_\_
  - (3) \_\_\_\_\_
3. 説明会を開催する場合は、次の要領に従って行ってください。
  - (1) 説明会の日時は、日曜日の日中等関係住民が参加し易い時間帯とすること。
  - (2) 説明会の会場は、協議申出地の存する区（桜川市区設置条例に定める区をいう。）の集会所等関係住民が参加し易い場所とすること。
  - (3) 説明会の開催の周知は、次に掲げる方法のいずれかによって、開催の日の5日前までに関係住民に到達するようにすること。
    - ア 説明会の開催の概要を記載した書面の送付
    - イ アの書面の回覧板による配布
    - ウ その他適切と認められる方法（ ）
4. 戸別訪問による説明をする場合は、関係住民との対面によって行ってください。ただし、相手方（当該関係住民）の承諾があるときは、資料の配布に代えることができます。
5. 説明会又は戸別訪問による説明では、次に掲げる事項を周知してください。
  - (1) あなたの氏名、住所及び連絡先（法人にあってはその名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び連絡先）
  - (2) 立地行為の計画の案の概要
  - (3) 要配慮項目に係る評価及び対策の立案をしたときは、その概要
  - (4) その他特に必要と認められる事項（ ）
6. 説明会又は戸別訪問による説明は、自らの責任と負担によって行ってください。ただし、特別の事情があると認められるときは、市に技術的支援を求めることができます。
7. 説明会又は戸別訪問による説明の進め方がまとまりましたら、様式第10号にその内容を記載し、関係資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用を予定する資料）とあわせて遅滞なく主管課又は室に提出してください。

## 説明会等着手届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第13条第2項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

措置の区分		<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問による説明の実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
措置の対象とする関係住民の範囲				
説明会 を開催 する場 合	1回目	日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から	
		場 所	(所在地 )	
	2回目	日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から	
		場 所	(所在地 )	
	3回目	日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から	
		場 所	(所在地 )	
	説明会の周知の方法		<input type="checkbox"/> 説明会の開催の概要を記載した書面の送付 <input type="checkbox"/> 上記書面の回覧板による配布 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	戸別訪問による説明を実施する場合は、その期間		年 月 日 ( 曜日 ) から 年 月 日 ( 曜日 ) まで	
その他特記事項				

(備 考)

1. この届出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用を予定する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 措置の区分は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 説明会の開催回数が3回未満である場合は1回目又は2回目の欄のみ記載し、3回を超える場合はその旨を特記事項の欄に記載してください。
6. 説明会の周知の方法は、該当するものにチェックを入れてください。
7. 必要事項 **又は** 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

# 説明会等実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例（第 2 2 条第 2 項において準用する）第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

事前に届出をした 事項の変更の有無		<input type="checkbox"/> 変更有 <input type="checkbox"/> 変更無	(変更の内容)				
説明会 を開催 した場 合	出席者の 延べ人数	協議申出者	延べ	名	その他	延べ	名
		関係住民	延べ	名	合 計	延べ	名
	関係住民からの意見の有無				<input type="checkbox"/> 意見有	<input type="checkbox"/> 意見無	
戸別訪問による説 明を実施した場合		訪問軒数（訪問の延べ回数）		軒（延べ 回）			
		関係住民からの意見の有無		<input type="checkbox"/> 意見有 <input type="checkbox"/> 意見無			
関係住民からの意 見の要旨							
上記意見への回答 及び今後の対応方 針							
		計画案の修正の有無		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無			
その他特記事項							

(備 考)

- この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用した資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 事前に届出をした事項の変更の有無は、事前に提出した説明会等着手届出書の記載事項の変更の有無について、該当するものにチェックを入れてください。また、変更有の場合は、あわせて変更の内容を記載してください。
- 関係住民からの意見の有無は、それぞれ該当するものにチェックを入れてください。
- 計画案の修正の有無は、関係住民からの意見への対応に伴う立地行為の計画案の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項 **又は** 関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

## 立地行為の計画の案に対する異議申立書

年 月 日

桜川市長 様

住 所

氏 名 (年齢 歳) (印)

職 業

連絡先

案件の概要	
-------	--

意見の記入欄（意見の要旨を簡潔に記載してください。）

個人情報の取扱いについて	あなたの氏名、住所及び連絡先を相手方（立地行為の計画の案を作成した者）及び桜川市都市計画審議会に開示することに同意しますか？ <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。
--------------	--

（備 考）

- この異議申立書は、年 月 日（ ）までに主管課又は室に郵送又は持参にて提出してください。
- 必要事項は漏れなく記載してください。ただし、氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 個人情報の取扱いについては、該当するものにチェックを入れてください。なお、チェックがない場合は、同意がないものとして取り扱われます。
- 異議申立書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
- 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、異議申立書の提出が無効となるおそれがあります。

## 計 画 案 修 正 届 出 書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

年 月 日付で立地調整協議の申出をした立地行為の計画の案を修正したので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第16条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

修正事項	
修正理由	
その他特記事項	

（備 考）

1. 立地行為の計画案を修正したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（修正後の立地行為の計画案）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 修正事項及び修正理由は、立地行為の計画案を修正した箇所及び当該箇所を修正した理由をできる限り具体的に記載してください。
5. 必要事項 又は 添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

## 地位承継届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第23条第1項の規定により同条例（第22条第2項において準用する）第18条第1項の協議書に基づく地位を承継したので、次のとおり届出をします。

承継年月日	年 月 日	
承継の原因	【自然人の場合】 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他の一般承継	
	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> その他の一般承継	
協議書の概要	調製日	年 月 日
	名義人 (被承継人)	【住所】 【氏名】 (続柄 )
	協議書の適用を受ける土地の所在及び地番	
その他特記事項		

(備 考)

1. 相続その他の一般承継により協議書に基づく地位を承継したときは、この届出書に必要な事項を記載の上、所定の添付資料（自らが協議成立者の一般承継人であることを証する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 承継の原因は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 調製日は、協議書が調製された日を記載してください。
6. 名義人（被承継人）は、協議書に記載されている協議成立者の住所及び氏名（法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、届出者本人からみた続柄を記載してください（法人にあっては続柄の記載は不要）。
7. 協議書の適用を受ける土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。
8. 必要事項 又は 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

## 地位承継願出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第23条第2項の規定により同条例（第22条第2項において準用する）第18条第1項の協議書に基づく地位を承継したいので、次のとおり願出をします。

承継を求める理由			
協議書の概要	調製日	年 月 日	
	名義人	【住所】 【氏名】	(続柄)
	協議書の適用を受ける土地の所在及び地番		
その他特記事項			

(備考)

- この願出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（協議成立者から協議書の適用を受ける土地又は建築物の所有権その他当該土地又は建築物を使用する権原を取得したことを証する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 願出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 承継を求める理由は、できる限り具体的に記載してください。
- 調製日は、**協議書が調製された日**を記載してください。
- 名義人は、協議書に記載されている協議成立者の住所及び氏名（法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、願出者本人からみた続柄を記載してください（法人にあっては続柄の記載は不要）。
- 協議書の適用を受ける土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。
- 必要事項**又は**添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、願出書の提出が無効となるおそれがあります。

## 土地 ( 建築物 ) 取得届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例 (第 2 2 条第 2 項において準用する) 第 1 8 条第 1 項の協議書の適用を受ける土地 (建築物) の所有権を取得したので、同条例第 2 4 条本文の規定に基づき、次のとおり届出をします。

物件の種別等	<input type="checkbox"/> 土地 [ <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 (共有の場合を含む。)] <input type="checkbox"/> 建築物 [ <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 (共有の場合を含む。)] <input type="checkbox"/> その他 ( )
取得年月日	年 月 日
取得した土地 (建築物) の所在	
その他特記事項	

(備 考)

1. 協議書の適用を受ける土地又は建築物の所有権を取得したときは、この届出書に必要な事項を記載の上、所定の添付資料 (協議成立者から協議書の適用を受ける土地又は建築物の所有権を取得したことを証する資料) とあわせて主管課又は室に提出してください。ただし、既に協議書に基づく地位を承継しているときは、この限りではありません。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名 (法人にあっては代表者の氏名) の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 物件の種別等は、所有権を取得した物件の種別 及び当該所有権の状態 について、該当するものにチェックを入れてください。
5. 取得した土地 (建築物) の所在は、土地にあってはその所在及び地番を、建築物にあってはその所在を漏れなく記載してください。
6. 必要事項 又は 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

# 教 示 書

番 号  
年 月 日

様

桜川市長

[印]

あなたが取得した下記の土地（建築物）は、桜川市土地利用基本条例（第 2 2 条第 2 項において準用する）第 1 8 条第 1 項の協議書の適用を受けているので、その旨を教示します。

あなたは、同条例第 2 3 条第 2 項の規定により所定の手続を経て当該協議書に基づく地位を承継することができます。

## 記

1. あなたが取得した土地（建築物）の所在

---

---

---

2. あなたが取得した土地（建築物）に適用されている協議書の内容

---

---

---

3. その他特記事項

---

---

---

### 【お問合せ先】

（名 称） \_\_\_\_\_

（所在地） \_\_\_\_\_

（連絡先） \_\_\_\_\_

## 法定協議事前届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第27条本文の規定に基づき、次のとおり法定協議の事前の届出をします。

開発予定地内に存する 土地の所在及び地番			
	上記面積の合計		m <sup>2</sup>
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
用途地域			
予定建築物等の用途			
	<input type="checkbox"/> 自己居住用	<input type="checkbox"/> 自己業務用	<input type="checkbox"/> 非自己用
計画戸数及び人口	戸		人
工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
工事施行者	住 所		
	氏 名	(連絡先)	

(備 考)

- この届出書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（法定協議に係る開発行為の計画案）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。工事施行者の欄についても同様です。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 開発予定地とは、開発行為を予定する土地の区域のことです。
- 開発予定地内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
- 区域区分は、開発予定地が属するものにチェックを入れてください。
- 予定建築物等の用途は、開発予定地内に予定建築物等が複数存することとなる場合、主要な予定建築物等の用途を記載してください。なお、自己居住用、自己業務用又は非自己用の欄は、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項 **又は** 添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

# 是 正 勸 告 書

番 年 月 日  
号

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例第29条の規定に基づき、下記のとおり勧告する。  
なお、この勧告に従わないときは、同条例第68条第1項の規定に基づき、その事実を公表することがある。

## 記

### 1. 是正勧告の趣旨

---

---

---

### 2. 是正勧告の内容

---

---

---

### 3. 是正の期限

年 月 日 ( )

### 4. 是正勧告の責任者

(1) 部署名 \_\_\_\_\_

(2) 担当名 \_\_\_\_\_

(3) 連絡先 \_\_\_\_\_

# 設 計 承 認 申 請 書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例（第34条第2項において準用する）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり設計承認の申請をします。

特定土地利用行為に係る事業の名称		
工事施工区域内に存する土地の所在及び地番		
		上記面積の合計 m <sup>2</sup>
工区別の面積（工事施工区域を工区に分ける場合に限る。）	第1工区	m <sup>2</sup>
	第2工区	m <sup>2</sup>
	第3工区	m <sup>2</sup>
工事の期間	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
工事施工者	住 所	
	氏 名	(連絡先)
設 計 者	住 所	
	氏 名	(連絡先)
その他特記事項		

(備 考)

- この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付書類（特定土地利用行為の設計案や当該特定土地利用行為を適正に施工するために必要な資力及び信用があることを証する資料など）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 特定事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。工事施工者及び設計者の欄についても同様です。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 工事施工区域内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
- 工区別の面積は、工事施工区域を工区に分ける場合に記載してください。なお、工区の数が3未満であるときは第1工区及び第2工区の欄のみ記載し、3を超えるときはその旨を特記事項の欄に記載してください。
- 必要事項又は添付書類に漏れや明白な錯誤などがある場合、申請書を受理することができないおそれがあります。

## 軽易変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

特定土地利用行為の設計の案について軽易な変更をしたので、桜川市土地利用基本条例第34条第3項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

変 更 箇 所	
変 更 理 由	
その他特記事項	

(備 考)

1. 設計承認を受けた特定土地利用行為の設計案について軽易な変更をしたときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（変更後の特定土地利用行為の設計案）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 変更箇所及び変更理由は、特定土地利用行為の設計案を変更した箇所及び当該箇所を変更した理由をできる限り具体的に記載してください。
5. 必要事項 又は 添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

## 説明会等着手届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第35条第2項において準用する第13条第2項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

措置の区分		<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問による説明の実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
措置の対象とする関係住民の範囲				
説明会 を開催 する場 合	1回目	日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から	
		場 所	(所在地 )	
	2回目	日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から	
		場 所	(所在地 )	
	3回目	日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から	
		場 所	(所在地 )	
	説明会の周知の方法		<input type="checkbox"/> 説明会の開催の概要を記載した書面の送付 <input type="checkbox"/> 上記書面の回覧板による配布 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	戸別訪問による説明を実施する場合は、その期間		年 月 日 ( 曜日 ) から 年 月 日 ( 曜日 ) まで	
その他特記事項				

(備 考)

1. この届出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用を予定する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 措置の区分は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 説明会の開催回数が3回未満である場合は1回目又は2回目の欄のみ記載し、3回を超える場合はその旨を特記事項の欄に記載してください。
6. 説明会の周知の方法は、該当するものにチェックを入れてください。
7. 必要事項 **又は** 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

## 説明会等実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住 所

氏 名

（印）

連絡先

桜川市土地利用基本条例第35条第2項において準用する第13条第4項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

事前に届出をした事項の変更の有無		<input type="checkbox"/> 変更有 <input type="checkbox"/> 変更無	(変更の内容)				
説明会を開催した場合	出席者の延べ人数	承認事業者	延べ	名	関係住民	延べ	名
		工事施工者	延べ	名	その他	延べ	名
		現場従事者	延べ	名	合計	延べ	名
関係住民からの意見の有無		<input type="checkbox"/> 意見有 <input type="checkbox"/> 意見無					
戸別訪問による説明を <b>実施</b> した場合		訪問軒数（訪問の延べ回数）			軒（延べ 回）		
		関係住民からの意見の有無			<input type="checkbox"/> 意見有 <input type="checkbox"/> 意見無		
関係住民からの意見の要旨		.....					
上記意見への回答及び今後の対応方針		.....					
		設計案の変更の有無			<input type="checkbox"/> 変更有 <input type="checkbox"/> 変更無		
その他特記事項		.....					

（備考）

1. この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用した資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 事前に届出をした事項の変更の有無は、事前に提出した説明会等着手届出書の記載事項の変更の有無について、該当するものにチェックを入れてください。また、変更有の場合は、あわせて変更の内容を記載してください。
5. 関係住民からの意見の有無は、それぞれ該当するものにチェックを入れてください。
6. 設計案の修正の有無は、関係住民からの意見への対応に伴う特定土地利用行為の設計案の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
7. 必要事項 **又は** 関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。



# 完了検査受検申出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

特定土地利用行為に係る工事が完了したので、桜川市土地利用基本条例第41条第2項の規定に基づき、次のとおり検査の受検の申出をします。

承認年月日・番号	年 月 日・番 号
事業の名称	
工事を完了した工事施工区域内 又は工区（第 工区）内に存 する土地の所在及び地番	上記面積の合計 m <sup>2</sup>
工事完了年月日	年 月 日
検査の受検を希望す る時期	第1候補 年 月 日 から 年 月 日 まで の間
	第2候補 年 月 日 から 年 月 日 まで の間
	第3候補 年 月 日 から 年 月 日 まで の間
その他特記事項	

(備 考)

1. 工事施工区域（当該工事施工区域を工区に分けたときは、その工区）の全部について特定土地利用行為に係る工事が完了したら、この受検申出書に必要事項を記載し、所定の添付資料（当該工事を適正に完了したことを証する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 工事を完了した工事施工区域内又は工区内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
5. 必要事項 **又は** 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、受検申出書を受理することができないおそれがあります。

## 地位承継届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第42条第1項の規定により設計承認（同条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づく地位を承継したので、次のとおり届出をします。

承継年月日	年 月 日		
承継の原因	【自然人の場合】 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他の一般承継		
	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> その他の一般承継		
設計承認の概要	承認番号	年 月 日・番号	
	事業の名称		
	<u>名 宛 人</u> (被承継人)	【住所】 【氏名】	(続柄 )
その他特記事項			

(備 考)

1. 相続その他の一般承継により設計承認（桜川市土地利用基本条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づく地位を承継したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付資料（自らが承認事業者の一般承継人であることを証する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 承継の原因は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 承認番号及び事業の名称は、設計承認通知書の記載事項から転記してください。
6. 名宛人（被承継人）は、設計承認通知書に記載されている承認事業者の住所及び氏名（法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、届出者本人からみた続柄を記載してください（法人にあっては続柄の記載は不要）。
7. 必要事項 又は 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

## 地位承継願出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第42条第2項の規定により設計承認（同条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づく地位を承継したいので、次のとおり願出をします。

承継を求める理由			
設計承認の概要	承認番号	年 月 日・番号	
	事業の名称		
	<u>名 宛 人</u>	【住所】 【氏名】	(続柄)
その他特記事項			

(備 考)

- この願出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（承認事業者から工事施工区域内に存する土地の所有権その他特定土地利用行為に係る工事を施工する権原を取得したことを証する資料など）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 願出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 承継を求める理由は、できる限り具体的に記載してください。
- 承認番号及び事業の名称は、設計承認通知書の記載事項から転記してください。
- 名宛人は、設計承認通知書に記載されている承認事業者の住所及び氏名（法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、願出者本人からみた続柄を記載してください（法人にあっては続柄の記載は不要）。
- 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、願出書の提出が無効となるおそれがあります。

## 是 正 命 令 事 前 通 告 書

番 号  
年 月 日

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例第46条第1項の規定による命令を予定しているので、同条第2項本文の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。

### 記

#### 1. 予定する是正命令の内容

---

---

---

#### 2. 予定する是正命令の原因となる事実

---

---

---

#### 3. 弁明書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日 ( )

(2) 提出先 (名称) 桜川市役所 部 課

(所在地) 〒 ー

(連絡先)

(教 示)

ア. あなたは、上記1及び2の記載事項（予定される是正命令の内容とその原因となる事実）について弁明があるときは、上記3の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出することができます。

イ. 弁明書は、様式第47号を使用してください。

ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。

エ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定する是正命令が中止されることがあります。

# 土地利用協定立会申出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例第47条の定めるところにより、次の土地利用協定の立会人となることを求めます。

土地利用協定の名称		
協定の趣旨		<input type="checkbox"/> 土地利用の保全 <input type="checkbox"/> 土地利用の改善 <input type="checkbox"/> その他 ( )
協定の締結日		年 月 日
協定の有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで (自動更新規定の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> )
協定当事者	市民（筆頭者又代表者）	(住 所) ..... (氏 名) ..... (連絡先)
	事業者（筆頭者又は代表者）	(主たる事務所の所在地) ..... (氏 名) ..... (連絡先)
その他特記事項		

(備 考)

- この申出書は、必要事項を記載の上、協定書及び当該協定書が真正なものであることを証する資料とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 協定の趣旨は、該当するものにチェックを入れてください。
- 自動更新規定の有無の欄は、有効期間満了時に協定が自動的に更新される旨の規定の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 協定当事者は、市民又は事業者が複数のときはそれぞれの筆頭者（協定書の筆頭に氏名が記載されている者）を記載してください。ただし、市民又は事業者が団体を構成しているときはそれぞれの代表者を記載してください。
- 必要事項 **又は** 添付書類に漏れや明白な錯誤などがある場合、申出書を受理することができないおそれがあります。

## 土地利用協定変更（廃止）届出書

年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

(印)

年 月 日付で締結した土地利用協定の内容の変更（廃止）をしたので、桜川市土地利用基本条例第49条本文の規定に基づき、次のとおり届出をします。

土地利用協定の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 内容の変更（ 回目） <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更締結（廃止）日	年 月 日
変更箇所（内容の変更をした場合に限る。）	
変更（廃止）理由	
その他特記事項	

(備 考)

1. 市長を立会人とした土地利用協定の内容を変更し、又はこれを廃止したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付資料（土地利用協定の内容を適正に変更し、又はこれを適正に廃止したことを証する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。ただし、当該変更後の協定について桜川市土地利用基本条例第47条に定める手続を経て市長を立会人としているときは、この限りではありません。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 届出の区分は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 変更箇所は、届出の区分が内容の変更である場合に、土地利用協定の内容を変更した箇所をできる限り具体的に記載してください。
6. 変更（廃止）理由は、届出の区分が内容の変更である場合は変更理由を、廃止である場合は廃止理由をそれぞれできる限り具体的に記載してください。
7. 必要事項 又は 添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

# 計 画 認 可 申 請 書

年 月 日

桜川市長 様

団体の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例（第60条第2項において準用する）第54条第1項の規定に基づき、次のとおり計画認可の申請をします。

計画の名称	
まちづくりの目標の要旨	
活動又は事業の概要	
主たる対象とする地域	<input type="checkbox"/> 市域の全部 <input type="checkbox"/> 市域の一部（地域の名称： ）
計画期間	年 月 日 から 年 月 日 まで の間
その他特記事項	

（備 考）

- この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付書類（まちづくり実施計画案や申請団体が資格要件に該当することを証する資料など）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 計画の名称は、まちづくり実施計画案の名称を記載してください。
- まちづくりの目標の要旨は、まちづくり実施計画案の記載事項（作成主体たる団体のまちづくりの目標）の要旨を簡潔かつ明瞭に記載してください。
- 活動又は事業の概要は、まちづくり実施計画案の記載事項（まちづくりの目標を達成するために作成主体たる団体の実施する活動又は事業の内容）の概要を簡潔かつ明瞭に記載してください。
- 主たる対象とする土地の区域は、まちづくり実施計画案の主たる対象となる土地の区域について、該当するものにチェックを入れてください。また、主たる対象となる地域が市域の一部である場合は、あわせて当該地域の名称を記載してください。
- 計画期間は、まちづくり実施計画案の記載事項から転記してください。
- 必要事項 **又は** 添付書類に漏れや明白な錯誤などがある場合、申請書を受領することができないおそれがあります。

## 軽易変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

認可まちづくり団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

連絡先

まちづくり実施計画の内容について軽易な変更をしたので、桜川市土地利用基本条例第60条第3項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

変更箇所	
変更理由	
その他特記事項	

(備考)

1. まちづくり実施計画の内容について軽易な変更をしたときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（変更後のまちづくり実施計画）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
3. 変更箇所及び変更理由は、まちづくり実施計画の内容を変更した箇所及び当該箇所を変更した理由をできる限り具体的に記載してください。
4. 必要事項 **又は** 添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

## 是 正 命 令 事 前 通 告 書

番 号  
年 月 日

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例第 6 4 条第 1 項の規定による命令を予定しているの  
で、同条第 2 項において準用する同条例第 4 6 条第 2 項本文の規定に基づき、  
下記のとおり事前の通告をします。

### 記

#### 1. 予定する是正命令の内容

---

---

---

#### 2. 予定する是正命令の原因となる事実

---

---

---

#### 3. 弁明書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日 ( )

(2) 提出先 (名 称) 桜川市役所 部 課

(所在地) 〒 -

(連絡先)

#### (教 示)

- ア. あなたは、上記 1 及び 2 の記載事項（予定される是正命令の内容とその原因となる事  
実）について弁明があるときは、上記 3 の提出期限までに 桜川市長 に対して弁明書を  
提出することができます。
- イ. 弁明書は、様式第 6 2 号を使用してください。
- ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
- エ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定する是正命令が中止される  
ことがあります。

## 計画認可取消し（撤回）事前通告書

番 号  
年 月 日

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例第65条第1項の規定による計画認可の取消し（撤回）を予定しているので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。

### 記

#### 1. 計画認可の取消し（撤回）を予定する計画

- (1) 名称
- (2) 認可年月日・番号

#### 2. 計画認可の取消し（撤回）の原因となる事実

---

---

---

#### 3. 聴 聞

- (1) 期 日 年 月 日 ( ) 時 分 から
- (2) 場 所 (名 称) (所在地)
- (3) 事務局 (名 称) 桜川市役所 部 課  
(所在地) 〒 -  
(連絡先)

#### (教 示)

- ア. あなたは、上記の聴聞に出頭して意見を述べ、又は聴聞への出頭に代えて自らの意見を記載した陳述書を提出することができます。
- イ. あなたは、聴聞に際して、自己に有利な証拠その他の資料を提出することができます。
- ウ. あなたは、聴聞が終結するまでの間、計画認可の取消し（撤回）の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めすることができます。
- エ. あなたは、委任状によって代理人を選任することができます。
- オ. あなた 及び代理人以外の者を関係人や補佐人として聴聞に参加させる場合、聴聞の期日の7日前までに聴聞主宰者に対して許可の申請を行う必要があります。聴聞主宰者の許可なくあなた 及び代理人以外の者が聴聞に参加することはできません。
- カ. 聴聞の期日は、通知の上、変更することがあります。

## 情報の公表に関する事前通告書

番 号  
年 月 日

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例第68条第1項の規定による公表を予定しているの  
で、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。

### 記

#### 1. 予定する公表の内容

---

---

---

#### 2. 予定する公表の原因となる事実

---

---

---

#### 3. 弁明書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日 ( )

(2) 提出先 (名称) 桜川市役所 部 課

(所在地) 〒 ー

(連絡先)

(教 示)

ア. あなたは、上記1及び2の記載事項（予定される公表の内容とその原因となる事実）  
について弁明があるときは、上記3の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出  
することができます。

イ. 弁明書は、様式第69号を使用してください。

ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。

エ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定する情報の公表が中止され  
ることがあります。